

(貸付希望申出者→市町村→東京都農業会議)

平成 年 月 日

農用地等貸付希望申出書

一般社団法人東京都農業会議 会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

携帯電話番号など、日中連絡が取れる電話番号を記載してください。

農地中間管理事業を活用して、下記農用地等の賃借権等の設定をしたいので申し出ます。
なお、承諾事項については全て同意します。

記

1 対象農地 (太枠内を記入)

市町村で確認↓

農用地等の所在地	登記地目	現況地目	面積 (㎡)	貸付希望年数	希望賃料 (10a 当たり)	備考	農業振興地域内の確認

○所有権移転登記が済んでいない農用地等は、共有持分を有する者の同意書が必要です。

○次の農用地等は貸付希望申出をしても借受けできない場合があります。

- ・所有権移転の仮登記がある農用地等
- ・質権、抵当権、根抵当権、その他賃借権等が設定されている農用地等
- ・相続税又は贈与税の納税猶予対象農用地等

貸付に当たって、特にお知らせしておきたいことがある場合は以下に記載してください。

2 農業経営の意向等について（該当する番号を記入）

(1) 農業経営の意向について ① 農業をリタイアする又は規模を縮小する。 ② 農地を相続したが農業を行わない。 ③ その他	
(2) 貸付希望農用地の所有者について ① 認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者のいずれかに該当する。 ② ①以外	

3 承諾事項

- (1) 転貸先については農地中間管理機構（一般社団法人東京都農業会議）に一任すること。
- (2) この申出書の提出をもって、農用地等の賃借権設定が成立するものではありません。
機構が実施する、農用地等の借受希望者の募集（公募）の応募者が、機構が定めている基準を満たした場合に限り、対象農用地等の契約手続を行うこと。また、契約期間の途中でも、契約を解除し、農用地等を返還することがあること。
- (3) この申出書の記載内容について、農地中間管理事業実施のため、必要に応じて関係する機関、団体、個人へ情報の提供をすること。
- (4) 15年以上の貸付期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業（※）が行われることがあること。
※機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業

（市町村担当者の方へ）

申出内容が正しいことが確認できれば、農用地等の地図を添えて東京都農業会議へ送付をお願いします。

相 続 権 利 者 同 意 書

別紙の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等に係る農地の貸借については、相続権利者として下記のとおり同意します。

記

① 同意人住所・氏名

住 所 (電話番号)	(- -)
氏 名	Ⓜ
住 所 (電話番号)	(- -)
氏 名	Ⓜ
住 所 (電話番号)	(- -)
氏 名	Ⓜ
住 所 (電話番号)	(- -)
氏 名	Ⓜ

② 同意する土地の地番・面積

所在地番	現況地目	面積